

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
<p>山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第 25 条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額)</p> <p>① 一般:1 億円以上 ② 農林漁業関連:5,000 万円以上</p>	—	<p>課税免除 (地域未来投資促進法)</p>	<p>固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)</p>	3年度間
<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和 8 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降 2 年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上のもの</p>	<p>新規雇用 5 (中小企業 2)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型】 初年度 0 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100</p>	<p>固定資産税の一定割合</p>	3年度間
<p>中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合</p> <p>対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備</p>	—	<p>課税標準軽減 (中小企業等経営強化法)</p> <p>【賃上げ表明無し】 3年間、課税標準を1/2 【賃上げ表明有り】 4又は5年間、課税標準を1/3</p>	<p>固定資産税の一定割合</p>	3～5年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岩国市企業誘致等促進条例	H19.12.27 〔R5.3.24 改正〕	<p>① 製造業、運輸業、郵便業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産額 5億円以上 (中小企業 2,000 万円以上)</li> <li>・増加雇用従業員 10 人以上 (中小企業 5人以上)</li> </ul> <p>② 製造業(植物工場)、情報通信業、卸売業、物品賃貸業、学術・開発研究機関、デザイン業、広告業、宿泊業(旅館、ホテル)、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽業(映画館、スポーツ施設提供業)、一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産額 1億円以上 (中小企業 2,000 万円以上)</li> <li>・増加雇用従業員 5人以上 (中小企業 2人以上)</li> </ul>	<p>○事業所等設置奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税相当分及び都市計画税相当分を3年度間</li> </ul>
		<p>○雇用奨励金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業開始日の前後それぞれ1年間のうちに雇用した常用従業員であること</li> <li>2 雇用期間が1年以上継続しており、現に就労していること</li> <li>3 岩国市に1年以上継続して住所を有しており、現に居住していること</li> <li>4 指定事業者(法人の場合にあつては、当該法人の代表者)の親族等でないこと</li> </ol>	<p>○雇用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の設置に伴って新たに雇用した従業員1人につき 50 万円</li> <li>・新卒者(卒業後3年間)を雇用した場合1人につき 60 万円</li> <li>・障害者を雇用した場合 10 万円加算し、3年間交付</li> </ul>